

令和5年度

磐田駅北口広場イルミネーション業務

プロポーザル実施要領

令和5年7月

磐田市観光協会

| | |
|----------------------|---|
| 1.目的..... | 1 |
| 2.業務の趣旨..... | 1 |
| 3.業務の概要..... | 1 |
| 4.公募型プロポーザル参加資格..... | 1 |
| 5.スケジュール..... | 2 |
| 6.参加申込..... | 2 |
| 7.質問および回答..... | 2 |
| 8.企画提案書作成要領..... | 3 |
| 9.辞退届の提出..... | 3 |
| 10.選定方法..... | 3 |
| 11.プレゼンテーション..... | 4 |
| 12.選定結果通知..... | 4 |
| 13.契約に関する条件..... | 4 |
| 14.その他留意事項..... | 5 |
| 15.問い合わせ先・提出先..... | 5 |

〈別紙〉

| | |
|-------|---------|
| 様式第1号 | 参加申込書 |
| 様式第2号 | 質疑書 |
| 様式第3号 | 提案書 |
| 様式第4号 | 業務実績報告書 |
| 様式第5号 | 参加辞退届 |

令和5年度 磐田駅北口広場イルミネーション業務 プロポーザル実施要領

1.目的

この要領は、J R 磐田駅北口広場のイルミネーション業務の委託予定事業者を公募型プロポーザル方式に選定するにあたり、その手続き及びその他必要な事項を定めるものとする。

2.業務の趣旨

J R 磐田駅北口広場をイルミネーションで明るくすることにより、賑わいと楽しい空間の提供や話題づくり、観光交流客の呼び込みを目的として、平成 28 年度より北口広場のイルミネーション事業が始まって8年目を迎える。磐田駅北口の冬の風物詩として市民に定着してきたイベントである。今年度もイルミネーション事業を行うことで、北口広場を訪れた人が明るく心癒される空間づくりができるよう業務を行うものである。

本要領は、「令和5年度 磐田駅北口広場イルミネーション業務」プロポーザルの実施及び参加方法について必要な事項を定めるものである。

3.業務の概要

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 業務名 | 令和5年度 磐田駅北口広場イルミネーション業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和6年2月29日 |
| (4) 事業費上限額 | 1,900,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む） |
| (5) 前払金 | なし |
| (6) 契約方法 | 公募型プロポーザル方式による随意契約 |

4.公募型プロポーザル参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、令和5年8月1日現在において、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (2) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア. 破産者で復権を得ない者
 - イ. 禁固以上の刑に処され、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと
 - ア. 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、本市の定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始後の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、

手続き開始決定後、本市の別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

- ウ. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条第 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

5.スケジュール

このプロポーザルに関するスケジュールは以下のとおりとする

| | |
|----------------|----------------------------|
| 公告日（受付開始・HP公開） | 令和 5 年 7 月 19 日（水）12:00～ |
| 参加申込書提出〆切 | 令和 5 年 7 月 26 日（水）17:00 まで |
| 質疑の受付期限 | 令和 5 年 7 月 26 日（水）17:00 まで |
| 質疑の回答期限 | 令和 5 年 7 月 28 日（金）17:00 まで |
| 企画提案書提出〆切 | 令和 5 年 8 月 1 日（火）12:00 まで |
| 辞退届提出期限 | 令和 5 年 8 月 1 日（火）12:00 まで |
| プレゼンテーションの実施 | 令和 5 年 8 月 3 日（木）14:00～ |
| 審査結果通知 | 令和 5 年 8 月 7 日（月） 予定 |
| 契約締結予定 | 令和 5 年 8 月 10 日（木） |

※スケジュールについては変更となる可能性があります。

6.参加申込

このプロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出するものとする。

- (1) 提出書類 参加申込書（様式第 1 号）、会社概要（既存のパンフレット等）
- (2) 提出部数 1 部
- (3) 提出期限 令和 5 年 7 月 26 日（水）17:00 まで
- (4) 提出先 「15. 問合せ先・提出先」へ提出する
- (5) 提出方法 郵送、宅配又は持参

7.質問および回答

(1) 質問の方法

本業務に対し質問がある場合は、次の方法により行うこと。

- ①受付期限 参加申込書（様式第 1 号）提出後から令和 5 年 7 月 26 日（水）17:00 まで
- ②質問方法 質疑書（様式第 2 号）に質問事項を記載の上、「15. 問合せ先・提出先」のメールアドレスあてに電子メールにより提出し到着確認を必ず行うこと。

(2) 回答

質問に対する回答は、参加申込書を提出し、受理された全ての事業者にて電子メールにて回答する。

①最終回答日

令和5年7月28日（金）17：00まで

②回答方法

連絡窓口になっている担当者の連絡先（参加申込書に記載された連絡先）に、電子メールで通知する。

③その他

- ・同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。
- ・質問者の名称等については公表しない。
- ・評価に対する質問については回答しない。

8.企画提案書作成要領

(1) 提出物

①企画提案書（様式第3号 ※任意様式も可）

②業務実績報告書（様式第4号）

③見積書（任意様式）※数量、明細、根拠がわかるようにすること。

- ・提案書は説明を要せずとも理解できる内容・表現で作成（イメージ図や動画や写真添付可能）。
- ・仕様書に掲げる内容を含めた提案とすること。

④業務行程表（任意様式）

(2) 提出方法

持参又は郵送とする

提出場所 「15.問合せ先・提出先」へ直接または郵送（必着）により提出。

(3) 提出期限 令和5年8月1日（火）12：00

(4) 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

※動画の提出がある場合はDVDでの提出とすること。

9.辞退届の提出

参加申込書（様式第1号）を提出した後に、本業務への参加を辞退する場合は、令和5年8月1日（火）12時までに参加辞退届（様式第5号）を、「15.問合せ先・提出先」に提出すること。

10.選定方法

企画提案書審査、プレゼンテーションにて評価を行う。あらかじめ定められた評価項目と配点により評価を実施し、評価点（100点満点）の合計が最も高い者を委託予定事業者とする。いずれの企画提案者も不十分と判断される場合には選定を行わないことがある。また、評価経過及び結果等に関する問い合わせには、一切応じないこととする。審査項目は以下のとおりである。

○審査項目

| 評価項目 | 評価事項 | 評価点 |
|--------|--|-----|
| 一般事項 | 本業務の趣旨を正確に理解し、業務実施にあたり計画・材料手配・作業工程は適当であるか | 5 |
| | 磐田駅利用者や市民等に対する安全管理への配慮がなされているか | 10 |
| | 維持管理や安全性について検討されているか | 5 |
| デザイン性 | コンセプト及びデザインが仕様書のイメージとあっているか | 20 |
| | 来訪者に磐田市をアピールできるデザインであるか | 20 |
| 業務の実現性 | 工程及び作業内容が明確に示されており、実現可能なスケジュール・組織体制となっているか | 10 |
| | 過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力・経験を有しているか | 10 |
| | 見積額が合理的かつ経済性に優れているか | 10 |
| | 緊急時や期間中の保守点検についても対応が示されているか | 10 |

11.プレゼンテーション

(1) 開催日：令和5年8月3日（木）14：00～

(2) 実施方法

対面式のプレゼンテーションを実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、オンラインによる実施となる場合もある。順番は企画提案書提出順とする。当日の時間や場所、詳細は後日連絡する。

所要時間はプレゼンテーション10分、質疑応答20分とする。

(3) 実施体制

参加人数は各社3名以内とする。

12.選定結果通知

選定結果は、参加申込書に記載された連絡先へ文書等により通知する。なお通知は、令和5年8月7日（月）以降を予定している。

13.契約に関する条件

・委託予定事業者とは、提出された企画提案書及び見積書を踏まえ協議を行い、協議が整った場

合に予算の範囲内で、磐田市観光協会と契約を締結するものである。ただし、協議が整わない場合、次点候補者と協議を行う。

- ・企画提案書に記載された事項は、磐田市観光協会が提示する「令和5年度 磐田駅北口広場イルミネーション業務仕様書」及び別添資料とあわせて、契約時の仕様書として取り扱う。ただし、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本協会が判断した場合は、企画提案者との協議により項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。
- ・受託者は、受託業務の成果物の納入、検査合格後、ただちに成果物の権利を磐田市観光協会に無償で譲渡するものとする。
- ・企画提案書に記載された事項が履行できなかった時は、契約金額の減額又は損害賠償請求等を行うものとする。

14.その他留意事項

- ・提案のための費用は企画提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。
- ・企画提案書等に含まれる著作物の著作権は企画提案者に帰属することとする。
- ・不明な点は「15. 提出先・問合せ先」まで問合せること。

15.問合せ先・提出先

磐田市観光協会

営業時間：午前9時から午後6時まで

定休日：月曜

住所：〒438-0078 磐田市中泉一丁目1-5

電話/FAX：0538-33-1222

E-mail：iwata-kankou@river.ocn.ne.jp